

2025年7月25日(金)@ワイルド貸会議室お茶の水

ScholAgora第1回特別セミナー

学術コミュニケーションと著作権 【入門編】

鈴木 康平

人間文化研究機構



本資料はCC BY 4.0の下で提供されています。

入門編の内容

- 著作権とオープンアクセス (OA)
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス)の基本的な考え方
- 即時OA義務化方針への対応

著作権とオープンアクセス

オープンアクセス(OA)とは？

- **Budapest Open Access Initiative (BOAI) 宣言 (2002年)**

- 「インターネットへのアクセス自体を除き、**経済的、法的または技術的な障壁なく**、すべてのユーザーが、論文のフルテキストを読んだり、ダウンロード、コピー、配布、印刷、検索、または、リンク、インデックス作成のためのクローリング、ソフトウェアへのデータとしての投入、その他の合法的な目的で、**パブリックインターネット上で無料で利用できるようにすること**」

<https://www.budapestopenaccessinitiative.org/read/>

- **OAの主な実現手段**

- グリーンOA：著者が機関リポジトリ等にセルフアーカイブしてOAにする
- ゴールドOA：出版社がOAにする。掲載料(APC)を支払う場合も多い
 - ハイブリッドOA：APCを払ったものはOAになり、それ以外は従来の購読モデルで提供
 - ダイヤモンドOA：著者・読者ともに費用をかけずにOAにする

著作権法の概要

- 著作権法は、文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利を保護し、**文化の発展に寄与**することを目的とするもの
- **思想・感情の創作的な表現**を「著作物」として保護（著2条1項1号）
 - 小説、**学術論文**、映画、絵画、彫刻、演劇、写真、音楽、プログラム、ゲーム、データベース、二次的著作物など
 - 表現を保護するものであって、**事実やアイデアは保護しない**
- 著作権者の許可なく複製やインターネットで公開などをすると著作権侵害に
 - **著作権を他者に譲渡すると、元の著作者であっても自由に利用することはできない**
- 著作権者の経済的利益を損なわない利用や公益的な利用について、法律で定められた一定の要件を満たす場合には著作権が制限され、著作物を利用できる
 - 例：図書館での複製等、引用、情報解析、……

学術論文の著作権①

- 学術論文も著作物として保護される
 - 論文中の**アイデア**や**自然科学上の知見**それ自体などの**事実は保護されない**
 - しかし、**それらを文章として表現したものは著作物として保護される**
- 学術論文の著作物性を否定すべきという見解もあるが、通説ではない
 - 自然科学分野の論文について、中核としての研究成果は実験結果などの事実であり、その表現についても創作性に乏しいことから、論文の円滑な流通を図るために著作物性を否定すべきという見解
 - 新谷由紀子 = 菊本虔「自然科学系の学術論文は著作物となり得るか：自然科学系の学術論文と著作権の関係について」知財管理64巻2号175頁以下(2014年)
 - 経済的な観点からは、大学や助成機関による援助があれば、学術論文の著作権を廃止しても、執筆や出版に対する研究者のインセンティブを削ぐことはない
と分析する研究も
 - Steven Shavell, 'Should Copyright Of Academic Works Be Abolished?' (2010) 2(1) Journal of Legal Analysis 301-358.

学術論文の著作権②

- **出版社等に著作権を譲渡すると、著者であっても自由に利用できない**
 - リポジトリでの公開はもちろん、研究者限定の配布なども原則できない
 - 一定条件下でリポジトリ公開などを認めている出版社やジャーナルもある
→ グリーンOAが適法に実施できる根拠の一つ
 - 著作権が譲渡された出版社は、論文を自由に利用できるため、
例えば機械学習の学習用データとして売却することも著作権法上は問題ない
- 論文に著者として記載されている場合、著作者と推定される(著14条)
 - ただし、例えば共著者のうちの一人が、実際には論文を書いていないことが証明された場合には、推定が覆り、その共著者は著作者と認められない
 - 研究指導や実験を一緒に行った者、研究費を取ってきた者などであっても、著作物の「表現」(執筆作業そのもの)に関与していない場合は著作者ではない

研究データの著作権

- **単なる事実は、著作物として保護されない**
 - **実験データ、観測データは原則として保護されない**
- 一方、「研究データ」として扱われるデータが、一律に著作物として保護されない、というわけではない
 - 例えば、写真や映像、文学作品を研究データとして用いる場合、それらは著作物として保護されるものである場合が多い
- データベース(DB)は著作権で保護される場合もある(著12条の2第1項)
 - **ただし、保護されるのはDBそれ自体**
 - **DBを構成する個々のデータが著作権で保護されるわけではない**
 - 著作権で保護されたDBから、著作権で保護されないデータを抽出して利用するのは原則自由
- 「**思想又は感情を創作的に表現したもの**」であるか否かが著作物の判断基準であって、「**研究データ**」であるか否かは関係ない

BOAI10, BOAI15, BOAI20と著作権

BOAI10 (September 12, 2012)

- 具体的なOAの実現手段を提示
- CC BYまたは同等のライセンスの使用を推奨

BOAI15 Survey Report (April 12, 2018)

- OA推進の主な障害についての調査報告
- 直接的に著作権に言及はしていないが、OA実現で直面している課題として「OAにするインセンティブの不足」(29.5%)に次いで「APCや関連コストの資金不足」(28.3%)が挙げられている

BOAI20 (March 15, 2022)

- 優先度が高い4つの勧告事項を提示
- APCに関する勧告内で権利保持ポリシーの採用や二次出版権の導入に言及

CCライセンスの基本的な考え方

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス)

- 4つの条件を組み合わせた6種類の著作権に関するライセンス

条件		内容	補足
表示(BY)		クレジット表示	改変した場合はその旨を記す
改変禁止(ND)		元の作品を改変しない	翻訳を含めた改変自体は可能だが、改変したものを共有することは不可
非営利(NC)		営利目的で利用しない	金銭のやりとりがある場合は、実費であっても営利目的と判断
継承(SA)		改変した場合、同じCCライセンスで公開	追加の条件を付けることも禁止

- CCライセンスは3つの要素で構成される
 - コモンズ証：非法律家向けにライセンス趣旨をまとめたもの
 - ライセンス：リーガル・コード、利用許諾。法律家向けの厳密な記述
 - メタデータ：サーチエンジン向けの、RDFに基づいたライセンス情報

参考：コモンズ証、リーガル・コードの例

コモンズ証

© ⓘ CC BY 4.0

表示 4.0 国際 コモンズ証

Canonical URL : <https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>

[リーガル・コードを見る](#)

あなたは以下の条件に従う限り、自由に：

共有 – どのようなメディアやフォーマットでも資料を複製したり、再配布できます。営利目的も含め、どのような目的でも。

翻案 – マテリアルをリミックスしたり、改変したり、別の作品のベースにしたりできます。営利目的も含め、どのような目的でも。

あなたがライセンスの条件に従っている限り、許諾者がこれらの自由を取り消すことはできません。

あなたの従うべき条件は以下の通りです。

出典：CC BY 4.0 DEED（一部抜粋）

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

リーガル・コード

表示 4.0 国際

ライセンスされた権利（定義は後述します）の行使により、あなたは、クリエイティブ・コモンズ表示 4.0 国際パブリック・ライセンス（以下「パブリック・ライセンス」といいます）の条項に規律されることを受諾し、同意します。本パブリック・ライセンスが契約と解釈されるであろう範囲において、あなたはこれらの利用条件のあなたによる受諾と引き換えにライセンスされた権利を付与されます。そして、許諾者は、あなたに対し、それらの条項のもとでライセンス対象物を利用可能にすることから許諾者が受領する利益と引き換えに、そのような権利を付与します。

第1条 定義

- a. **「翻案物」**とは、著作権およびそれに類する権利の対象となり、ライセンス対象物について許諾者が有する著作権およびそれに類する権利に基づく許諾が必要とされるような形で、翻訳され、改変され、編集され、変形され、またはその他の方法により変更されたマテリアルで、ライセンス対象物から派生したか、またはライセンス対象物に基づくものを意味します。本パブリック・ライセンスにおいては、ライセンス対象物が音楽作品、実演または録音物で、これらが動画と同期させられる場合には、翻案物が常に作成されることとなります。
- b. **「翻案者のライセンス」**とは、翻案物に対してあなたが寄与した部分に生じる、あなたの著作権およびそれに類する権利について、本パブリック・ライセ

出典：CC BY 4.0 リーガル・コード（一部抜粋）

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス)

CCライセンス	クレジット表示	営利利用	改変 ※改変した旨の表示はいずれも必要
	必要	可	可
	必要	不可	可
	必要	可	同じCCライセンスで公開を条件に可
	必要	不可	同じCCライセンスで公開を条件に可
	必要	可	不可 ※改変自体はできるが改変したものの共有は不可
	必要	不可	不可 ※改変自体はできるが改変したものの共有は不可

CC0、パブリック・ドメイン・マーク(PDM)

CC0

- 著作権に関する全ての権利を放棄
- 著作権者が付与可能
- 著作者人格権などの放棄できない権利には影響しない



PDM (Public Domain Mark)

- 既にパブリックドメインの著作物に付与
- 誰でも付与可能



学術論文・研究データとCCライセンス

学術論文

- ゴールドOAの論文にはCCライセンスが付与されているケースが多数
 - F1000ResearchもCC BYでの公開が原則
- ビル&メリンダ・ゲイツ財団は、2025年から助成した研究に対して、プレプリントをCC BYで公開することを義務化

出典：Bill & Melinda Gates Foundation, '2025 Open Access Policy'

<https://openaccess.gatesfoundation.org/open-access-policy/2025-open-access-policy/>

研究データ

- 単なる事実を示したデータなど、著作物ではない研究データには、CCライセンスを付与しても有効ではないと考えられる
 - CCライセンスを著作物ではないものに付与しても、原則として有効ではない
- クリエイティブ・コモンズは、研究データにはCC0の利用を推奨

参考：<https://creativecommons.jp/2023/03/>

ライセンスの付与者

- **CCライセンスを付与することができるのは著作権者**
 - 著作権者や許諾を受けた者以外がCCライセンスを付与することはできない
 - 共著者も通常は著作権者と考えられるので、筆頭著者だけでなく、共著者の意向も確認したうえで付与する必要がある
- CCライセンスに追加的な制約を課すことはできない
 - 機関リポジトリの利用規約などがCCライセンスと抵触しないように注意が必要

参考：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト「FAQ よくある質問と回答」 「FAQ 詳細版」
<https://creativecommons.jp>

ライセンスの取消

- **CCライセンスは一度付与すると、著作権者であっても取消できない**
- 公開をやめたり、別のCCライセンスの追加付与は可能
 - ただし、公開をやめても、それ以前にダウンロードした利用者が公開時に付与されていたCCライセンスに従って利用することを防ぐことはできない
- CCライセンスが2個以上付与されている場合、利用者はいずれも選択可能
 - 後から利用を制限するCCライセンスを付けても、以前のCCライセンスの条件で利用されることを防ぐことはできない

NC(非営利)の考え方

- 「『非営利』とは、**商業的な利得や金銭的報酬を、主たる目的とせず、それらに主に向けられてもいないことを意味します**」
(CC BY-NC 4.0リーガル・コード 1条i項)
 - 公式FAQには「頒布者と受領者の間で金銭のやりとりがある場合には、それが**実費であっても営利目的に含まれます**」とある
- NCの判断は、各国の著作権法の解釈とも絡むものであり、最終的には裁判所で解釈される
 - もっとも、営利利用が制限されるのはあくまで論文等の「表現」であって、**表現以外のアイデアを営利利用することをNCで制限することはできない**

著作権の制限との関係

- 「あなたの利用が**著作権法上の例外や権利制限規定**にもとづく場合には、**ライセンスの規定に従う必要はありません。**」(CC BY 4.0 コモンズ証)
 - 「例外および権利制限 誤解を避けるために記すと、例外および権利制限があなたの利用に適用される部分については、本パブリック・ライセンスは適用されず、あなたは本パブリック・ライセンスの条項に従う必要はありません。」
(CC BY 4.0リーガル・コード 2条a項2号)
- 著作権の権利制限規定の例
 - 私的使用のための複製(著30条)、付随対象著作物の利用(写り込み)(著30条の2)、思想又は感情の享受を目的としない利用(著30条の4)、図書館等での複製等(著31条)、引用(著32条)、教育機関での複製等(著35条)、障害者向けの利用(著37条等)、非営利・無料の貸与等(著38条) など

参考：私的使用のための複製等

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、**個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内**において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、**その使用する者が複製することができる**。

(1号以下 略)

- 技術的保護手段(コピープロテクション)を回避して行う私的複製には適用されない(著30条1項2号)
- インターネット上の動画や音楽の私的複製には適用されない(著30条1項3号)
- 著作物の海賊版の私的複製には適用されない(著30条1項4号)

参考：図書館等での複製等

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（……「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（……「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その**調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分**（……著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして**政令で定めるものにあつては、その全部**）の複製物を一人につき**一部提供する場合**

(2号以下 略)

- 全部の複製ができるのは、①国等の周知目的資料、②発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物、③複製等の際に写り込む美術、図形又は写真の著作物（著施行令1条の4）

参考：思想・感情の非享受目的の利用

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)
第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の**当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合**には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず、利用することができる**。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない**。

(以下略)

- 情報解析のための利用は、主に著30条の4により適法に可能
- 情報解析には、機械学習やテキストマイニングなどが広く含まれる
- 解析結果を論文などで示すにあたって、著作物の一部を提示することも、軽微な範囲であれば著作権侵害にならない(著47条の5第1項第2号)

参考：引用

(引用)

第三十二条 **公表された著作物は、引用して利用することができる。**この場合において、その引用は、**公正な慣行に合致**するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の**引用の目的上正当な範囲内**で行なわれるものでなければならない。

2 略

- 近時の裁判例では、以下の要件を全て満たすと引用にあたりと言われている
 - ① 引用するものがすでに公表されている著作物であること
 - ② 引用して利用すること（引用部分を明瞭に区別できること、引用部分とそれ以外の部分に主従関係があること）
 - ③ 公正な慣行に合致すること
 - ④ 報道、批評、研究など引用の目的上正当な範囲内であること
 - ⑤ 出所を明示すること

参考：引用についての補足

- **適法な引用であれば、著作権者から利用許諾を得る必要はない**
- 「無断引用禁止」などの表示があっても、適法な引用であれば、無断で利用しても問題ない
 - そもそも引用は無断で可能なので「無断引用」という用語自体が本来はおかしい
- **「適法な引用の場合でも権利者に確認すべき」という主張は、法的には誤った主張である**
 - 仮に、ある主張に対して反論する目的でその主張を引用したい場合に、事前に権利者に確認しなければならないとすると、「自分の主張に反論するならば引用を許可しない」などといったことが生じうる。そうすると、正当な批評などの表現活動ができなくなってしまう。
- 図表などの利用にあたって利用料が課されている場合も、適法な引用の範囲内であれば、利用料を支払う必要はなく、自由に利用できる

即時OA義務化方針への対応

※即時OA義務化方針の運用は適宜見直される可能性があるため、
最新情報は内閣府ウェブサイトなどをご確認ください

統合イノベーション計画2023（令和5年6月9日）

（学術論文等のオープンアクセス化の推進）

公的資金によって生み出された論文や研究データ等の研究成果は国民に広く還元されるべきものであるが、その流通はグローバルな学術出版社等（学術プラットフォーム）の市場支配の下に置かれ、購読料や論文のオープンアクセス掲載公開料（APC: Article Processing Charge）の高騰が進んでいる。……公的資金による論文、研究データ等の研究成果を新たな科学技術・イノベーションの創出や社会課題の解決につなげるべく、プレプリントなどの新たな形態を含めた多様な知へのアクセスを担保する取組を推進する。

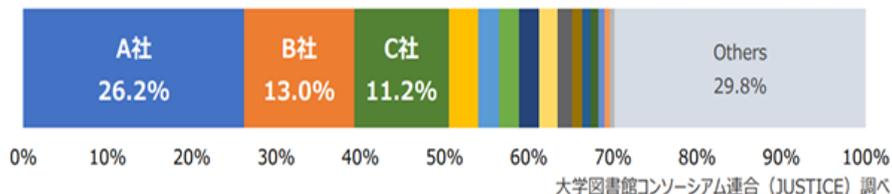
また、本年5月に日本で開催されたG7広島サミット及びG7仙台科学技術大臣会合を踏まえ、我が国の競争的研究費制度における**2025年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する。**……

参考：OAの背景

学術出版社による市場支配の構造

上位3社で海外ジャーナル購読支出の50%を占める

大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）会員館の出版社別支出額（2021年）

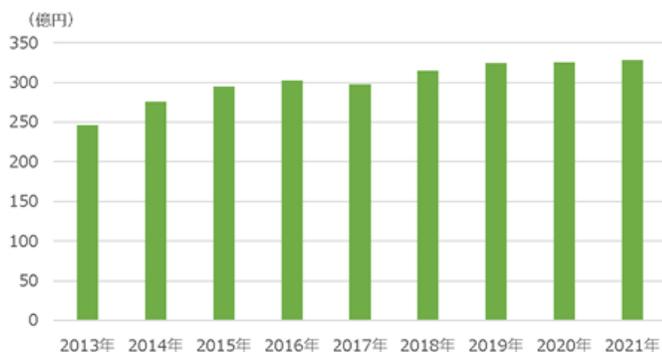


出典：内閣府 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会
（2022/11/24）資料1-2「電子ジャーナル問題」対応のための「転換契約」と
「若手APC支援」講演スライド p.11 より

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/yusikisha/20221124.html>

購読料の高騰

電子ジャーナル購読料*
5年間で1.1倍
9年間で1.3倍



文部科学省「学術情報基盤実態調査」を元に内閣府作成
*転換契約含む

掲載公開料等の高騰

掲載公開料（APC）が
5年間で2.4倍
11年間で8.3倍



出所：大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）「論文公表実態調査報告2023年度」（2023年12月）を元に内閣府作成

出典：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」の実施にあたっての具体的方策について」
2頁(2024年8月27日,28日)より一部抜粋 https://www8.cao.go.jp/cstp/hosaku_setsumei.pdf

公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方（令和5年10月30日）

即時OA方針に盛り込むべき事項として以下の3つを提示

・ 即時オープンアクセスの理念

- ・ 公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元 など

- ・ 「「公的資金」とは、国又は資金配分機関(FA)から大学、研究開発法人等に対して交付、補助又は委託する全ての経費を対象とする。公的資金は、公募型の研究資金とその他の経費(機関に対する基盤的な経費である運営費交付金等)からなる。」

・ 即時オープンアクセスの対象

- ・ 学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度によって生み出された査読付き学術論文及び当該学術論文の根拠データ

・ 即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針

- ・ 掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務付け
- ・ 学術プラットフォームに対する集団交渉の体制構築を支援し、日本の公的資金全体の負担軽減を図る
- ・ 学術論文の定量的な評価のみによらない新たな評価体制の確立を目指す など

学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針 (令和6年2月16日)

- (1) 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施
- (2) グローバルな学術出版社等(学術プラットフォーム)との交渉
- (3) 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載
- (4) 研究成果発信のためのプラットフォームの整備・充実
- (5) 国際連携
- (6) 実施体制その他の事項

出典：「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(令和6年2月16日 統合イノベーション戦略推進会議決定)
https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf

即時OA義務化の対象になる学術論文/研究データ

学術論文

以下の3つの条件を**すべて満たすもの**が即時OA義務化の対象

- ① **2025年度から新たに公募される義務化対象となる競争的研究費の成果**
 - ・ 2024年度以前に公募されたものは即時OA義務化の対象ではない
- ② **査読付き学術論文**
- ③ **電子ジャーナルに掲載されたもの**

研究データ

- ・ 電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、**透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められるデータが即時OA義務化の対象**
(例：Supplemental Data)
- ・ **公表を前提としていないデータは即時OA義務化の対象ではない**

基本方針の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正)①

- 即時OAの対象になる競争的研究費制度(2025年度)
 - 日本学術振興会 : 科学研究費助成事業(科研費)
 - 科学技術振興機構 : 戦略的創造研究推進事業(CREST、さきがけ、ACT-Xなど)
※ ただし、先端的カーボンニュートラル技術開発(ALCA-Next) および
情報通信科学・イノベーション基盤創出(CRONOS)は除く
 - 日本医療研究開発機構 : 戦略的創造研究推進事業(革新的先端研究開発支援事業)
(AMED-CREST、PRIME など)
 - 科学技術振興機構 : 創発的研究支援事業(FOREST)
- 対象となる制度は、国内外のOAに関する政策動向、市場動向等を踏まえて今後必要に応じて見直される

出典：「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定)の実施にあたっての具体的方策」1-2頁(令和6年2月21日 令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

基本方針の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正)②

- 学術論文及び根拠データは「**機関リポジトリ等の情報基盤**」に掲載する
 - NII Research Data Cloud (NII RDC) で検索可能な状態にする
 - 機関リポジトリ等で公開するための手続きに要する期間に特段の規則はないが、「目安として**学術雑誌への掲載後3か月程度**」の公開が望ましい
- 機関リポジトリがない場合は、以下の措置を講じる
 - NII RDCで検索可能な分野別リポジトリに掲載
 - JxivやJSTが開発するリポジトリ((仮称)GRANTS Data)に掲載
 - NII RDCで検索できない場所に掲載した場合(出版社ウェブサイトなど)は、資金配分機関への実績報告に論文・根拠データの識別子を記載

出典：「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定)の実施にあたっての具体的方策」1-3頁(令和6年2月21日 令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

基本方針の実施にあたっての具体的方策(令和6年10月8日改正)③

- **即時OAが困難な場合**は、各年度の実績報告時に**その理由を報告する**
 - e-Rad等のシステム上に即時OA実施の有無を報告する項目と、実施無しの場合の理由を報告する項目を設ける
 - a. 出版社や雑誌のポリシーでエンバーゴの規定が存在
 - b. 出版社や雑誌のポリシーが存在しない又は不明瞭
 - c. 既存の研究費を圧迫しない範囲での転換契約やAPC支払いの活用が困難
 - d. その他（自由記述）
- **困難な理由が解消した場合**、機関リポジトリ等で**速やかに公開する**
 - 例：エンバーゴの終了

出典：「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策」3頁(令和6年2月21日 令和6年10月8日改正 関係府省申合せ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf

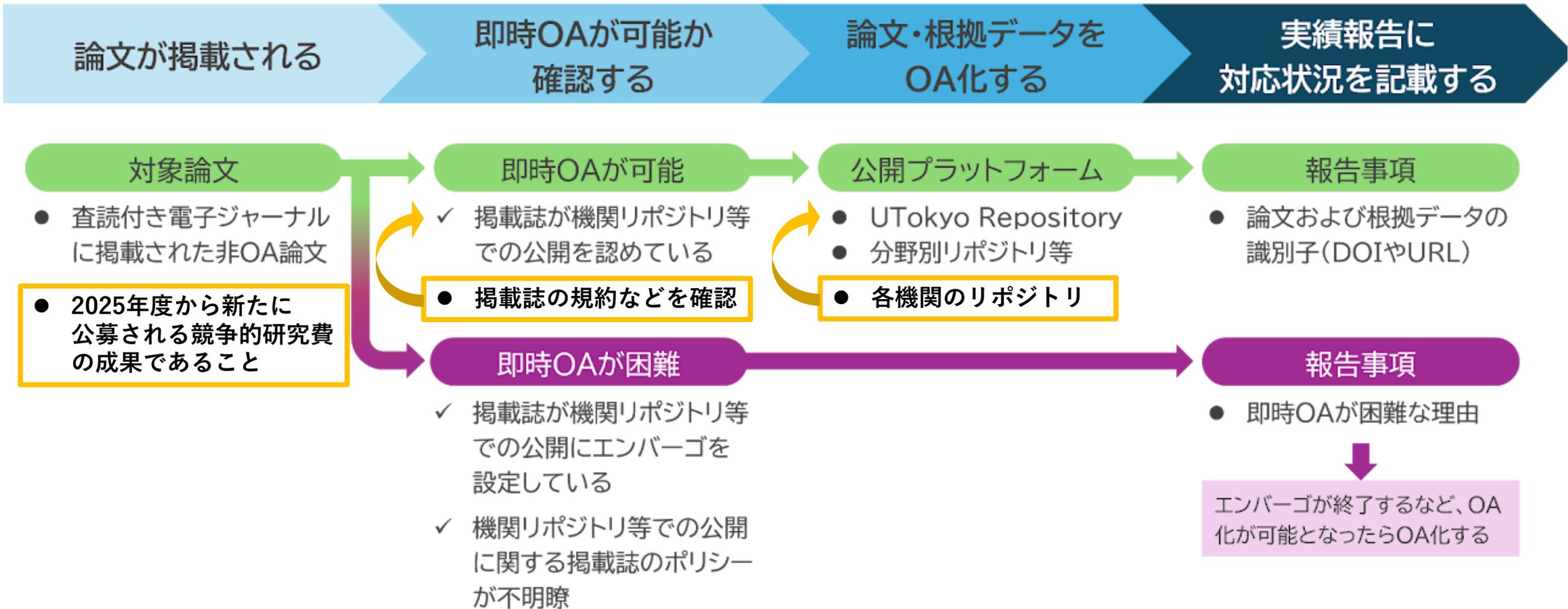
基本方針/具体的方策に関するFAQ(令和6年10月8日更新) 一部抜粋

- 電子ジャーナルに掲載された査読付き学術論文であれば、**紀要論文であっても即時OA義務化の対象。執筆言語も関係なく対象**
 - 単著、論文集、プロシーディングなどの電子書籍に掲載された場合の扱いについて、基本方針やFAQからは明確に読み取れなかったが、2025年5月に内閣府担当者に問い合わせたところ、**電子書籍への掲載は「電子ジャーナルに掲載」の条件を満たさず、即時OA義務化の対象外**との回答を得た
- 対象となる競争的研究費を受給する場合は、**大学以外に所属する研究者であっても即時OA義務化の対象**
- **当面の間、ライセンス情報の明示は不要**であり、即時にインターネットから無料でアクセスできる状態であれば、即時OAに対応したとみなされる
 - ただし、本来はライセンス情報の明示が必要と記載されている

出典：「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関するFAQ」（令和6年10月8日更新）

https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf

研究者が行うこと (UTokyo Open Science Portal 掲載の図に一部加筆)



出典：「国のOA基本方針：研究者が行うこと」UTokyo Open Science Portal
<https://sites.google.com/g.ecc.u-tokyo.ac.jp/osp/policies/oa-policy?authuser=0#h.x8qbguz3ikej>
オレンジ色の枠内・矢印は報告者が加筆

即時OA義務化方針への主な著作権対応

ゴールドOAの場合

- CCライセンスの種類を選択
 - 多くのゴールドOAジャーナルは、CC BYやCC BY-NCなどの選択肢がある
- CCライセンスを選ぶ際は、著作権を出版者に譲渡するのも確認
 - CC BYの場合は、出版者に著作権を譲渡しても、著者にそれほど不都合はないと思われる
 - CC BY-NCの場合は、出版者に著作権を譲渡すると、後に商業出版しにくくなるなど不都合が生じ得る。著者が著作権を有し続けるのであれば不都合はあまりない

グリーンOAの場合

- グリーンOAが可能か、ジャーナルの各種ポリシーを確認
 - 投稿規則、掲載規則、出版契約、著作権規則など
- エンバーゴやCCライセンスの指定はないか？
 - CC BYではなく、CC BY-NCが指定されているなど

参考：
**学術コミュニケーションに
関する著作権以外の法的論点**

競争法・DPF規制、個人情報・プライバシー、AI関連法

独占禁止法(競争法)、デジタルプラットフォーム(DPF)規制

- ジャーナルやAPCは妥当な価格であるか？搾取的な高価格ではないか？
- 学術情報のプラットフォーム事業者としての優越的地位を濫用していないか？
- 上記の判断のために事業の**透明性を高めるための仕組み**が必要ではないか？

個人情報・プライバシー保護

- 公開して問題がないデータか？(倫理審査を通過している ≠ 公開可能)
- 個人情報やプライバシー関連情報を**研究者や組織が適切に管理できているか？**

AI関連法制

- 「自分の論文/データを勝手に学習データに使用してほしくない」という声にどこまで対応するか？(特に対応が法的な義務ではない場合)
- 研究活動におけるAIの利用と関連する規制(個人情報、著作権、営業秘密、…)

透明性を高めるための仕組み：DPF規制

- 近時のDPF規制が導入している、**透明性確保のための措置**を学術プラットフォームにも求めることができるかを議論すべきではないか？
- いわゆる「デジタルプラットフォーム取引透明化法(透明化法)」は、特に取引の透明性・公正性を確保する必要性の高いPFを提供する事業者に対して、様々な自主的対応を求めている
 - 取引条件の開示や変更等の事前通知の義務付け（透明性確保）
 - 取引の公正さを確保するための手続や体制（苦情処理や紛争解決のための体制整備、取引先の事情等を理解するための体制整備等）の自主的な整備（公正性確保）
 - 取り組み状況についての年1回の行政庁への報告義務
 - 報告に対する行政庁による評価(事業者や有識者などの意見も聴取)と評価結果の公表 など